

簡易公募型プロポーザル方式（総合評価型）に係る手続き開始の公告（共同企業体）

次のとおり技術提案書の招集を依頼します。

那覇港管理組合公告第32号

平成24年 7月 2日

那覇港管理組合管理者

仲井眞 弘多



1 業務概要

(1) 業務名 那覇港総合物流センター可能性調査業務

(2) 履行場所 那覇港地内

(3) 業務の目的

本業務は、那覇港国際コンテナターミナル背後地に整備予定の総合物流センター（第一期予定地約2.6ha）について、近年の沖縄県を取り巻く経済・社会情勢の変化等を踏まえた需要の見込み、入居企業のニーズ、地盤調査の実施による液状化の可能性等を把握したうえで、施設の仕様、規模、工法、運営方法等を検討し、整備にかかるコストの縮減を図ることにより本センターの事業化の方策をとりまとめるものである。

(4) 業務内容

業務内容は、以下を予定しているが、調査内容・頻度などについては変更が発生する可能性がある。

- ・計画準備、協議・報告
- ・港湾物流に関する基礎データの収集・整理
- ・港湾運送業を含めた物流関連企業の実態調査・分析
- ・港湾物流の課題の把握と対応策の検討
- ・土質調査
- ・概算事業費の算定
- ・事業化の仕組みの検討
- ・委員会の開催
- ・報告書作成

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から平成25年3月29日まで

(6) 業務量の目安 55,457千円以下

(7) 本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。

(1) 参加者に共通して求める要件（全ての構成員が該当する。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 国土交通省の土木関係建設コンサルタント業務に登録を受けている者あるいは那覇港管理組合の平成24・25年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加登録に係る参加表明書を提出し、登録された者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。

エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、那覇港管理組合の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。

オ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者の

すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 沖縄県内に、参加者のいずれか少なくとも1社の本店があること。
- ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ケ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。
- コ 代表構成員以外の構成員は建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (2) 共同企業体の結成にあたっての要件
 - ア 2社共同企業体とする。
 - イ 自主結成方式とする。
 - ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
 - カ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
 - キ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。
- (3) 代表構成員の実績及び管理技術者の要件
 - ア 代表構成員に関する要件
 - (ア) 2(3)イからウに挙げる基準を満たす管理技術者を当該委託業務に配置できること。
 - (イ) 同種又は類似業務の実績
 - 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成14年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1件以上の実績を有さなければならない。
 - a. 同種業務：下記①～②のすべてを行う業務。ただし、実績として示す業務ですべての要件を満たす必要はなく、2件の実績であわせて①～②の要件を満たしていればよい。
 - ①港湾運送業を含めた物流関連企業の実態調査・分析を行う業務
 - ②民間活力を活用した公共港湾物流施設（第三セクターも含む）の整備・運営にかかる事業手法の検討を行う業務
 - b. 類似業務：下記①～②のすべてを行う業務。ただし、実績として示す業務ですべての要件を満たす必要はなく、2件の実績であわせて①～②の要件を満たしていればよい。
 - ①物流関連企業の実態調査・分析を行う業務
 - ②民間活力を活用した公共施設（第三セクターも含む）の整備・運営にかかる事業手法の検討を行う業務
 - (同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、那覇市・浦添市、那覇港管理組合、苫小牧港管理組合・石狩湾新港管理組合・名古屋港管理組合・四日市港管理組合・境港管理組合の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。)
 - イ 配置予定技術者の業務実績に関する要件
 - 管理技術者は、平成14年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1件以上有すること。
 - a. 同種業務：下記①～②のすべてを行う業務。ただし、実績として示す業務ですべての要件を満たす必要はなく、2件の実績であわせて①～②の要件を満たしていればよい。
 - ①港湾運送業を含めた物流関連企業の実態調査・分析を行う業務
 - ②民間活力を活用した公共港湾物流施設（第三セクターも含む）の整備・運営にかかる事業手法の検討を行う業務
 - b. 類似業務：下記①～②のすべてを行う業務。ただし、実績として示す業務ですべての要件を満たす必要はなく、2件の実績であわせて①～②の要件を満たしていればよい。
 - ①物流関連企業の実態調査・分析を行う業務
 - ②民間活力を活用した公共施設（第三セクターも含む）の整備・運営にかかる事業手法の検討を行う業務
 - (同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、那覇市・浦添市、那覇港管理組合、苫小牧港管理組合・石狩湾新港管理組合・名古屋港管理組合・四日市港管理組合・境港管理組合の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。)

ウ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が2億円未満、又は手持ち業務の件数が5件未満。

※手持ち業務量とは、公告日の前日（特定後未契約のものも含む）において管理技術者となっている500万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成14年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として、1件以上の実績を有さなければならない。

a. 同種業務：下記①を行う業務

①国等が発注した多層階建築物の地盤での液状化検討を行う業務

b. 類似業務：下記①を行う業務

①国等以外が発注した多層階建築物の地盤での液状化検討を行う業務

（国等とは、日本国内における国・都道府県・政令指定都市、那覇市・浦添市、那覇港管理組合、苫小牧港管理組合・石狩湾新港管理組合・名古屋港管理組合・四日市港管理組合・境港管理組合とする。同種業務、類似業務とも契約金額が500万円以上の業務とする。）

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 担当技術者

以下の資格保有者であること。

a 一級建築士

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 担当技術者

担当技術者は、平成14年度以降から公告日までに完了した業務において、下記a若しくはbの実績を1件以上有すること。

a. 同種業務：下記①を行う業務

①国等が発注した多層階建築物の地盤での液状化検討を行う業務

b. 類似業務：下記①を行う業務

①国等以外が発注した多層階建築物の地盤での液状化検討を行う業務

（国等とは、日本国内における国・都道府県・政令指定都市、那覇市・浦添市、那覇港管理組合、苫小牧港管理組合・石狩湾新港管理組合・名古屋港管理組合・四日市港管理組合・境港管理組合とする。同種業務、類似業務とも契約金額が500万円以上の業務とする。）

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等について

「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領」に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議に付した後、学識経験者の意見聴取を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

- ア 交付期間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
- イ 問い合わせ先 沖縄県那覇市通堂町2番1号
那覇港管理組合 企画建設部 企画室

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

- (ア) 期 間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
- (イ) 提出方法等 入札説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知（選定通知）

通知は、郵便等をもって行うことを予定する。

ウ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参により提出しなければならない

- (ア) 期 間 公告日から土、日、祝祭日を除く10日間 午前9時から午後5時まで
- (イ) 提出方法等 入札説明書による
- (ウ) 部 数 1部

(3) 技術提案書及び見積書の提出等

技術提案書及び見積書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書及び見積書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書及び見積書の提出期間等

- (ア) 期 間 選定通知の日から20日程度
- (イ) 提出方法等 入札説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

- (ア) 期 間 技術提案書提出の日から3日程度
- (イ) 方法等 入札説明書による。

(4) 特定に関する事項

受託予定者として決定された者に対しては、特定通知書を通知する。

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところにより、契約保証金は免除とする。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 参加表明書又は技術提案書（見積書も含む。以下同じ。）の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 受注者の決定後、配置予定管理技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒 900-0035 沖縄県那覇市通堂町 2 番 1 号

那覇港管理組合 企画建設部 企画室

TEL 098-868-4544 FAX 098-862-4233

イ 応募調書資料関係：アと同じ。

ウ 設計図書関係：アと同じ。

(6) 詳細は入札説明書による。